

地域公共交通（スワン号）の見直しに伴う新たな交通サービスの提供（案）について

1 経 緯

これまで、スワン号の運行については、平成30年12月から交通不便地域である旧本埜第二小学校周辺地域への対応として、定時定路線型とデマンド型の併用による乗合タクシーとした実証運行を行ってきました。

令和4年度では、実証運行の検証の一環として、地区の皆様アンケート調査を行っております。アンケート結果では、今後の方向性について、定時定路線・フルデマンド以外の運行へ変更が46.8%、フルデマンド型の運行へ変更が17.7%となり、その他として、現在の運行方法を変更、費用対効果といったご意見を多数いただいております。

これらアンケート結果を踏まえ、地域公共交通会議（R5.3/17開催）において、スワン号の実証運行については、9月末を目途し休止し、代替え案について検討を進めるとすることで、ご承認をいただいているところです。

2 スワン号に代わる代替え案について

（1）タクシー助成制度の導入（実証実験）について

市が行ったアンケート結果では、運行方法を変更、費用対効果といったご意見を多数いただいております。これらの状況を改善すべく、現在のバス運行の代替え案として、「タクシー助成制度」を導入することにより、利用者の利便性の向上及び利用者1人当たりの財政支出の適正化が期待されます。

①利用者の利便性の向上

タクシー助成制度は、ドア・ツー・ドアサービスのため、他の公共交通手段よりも利用者の身体的負担が小さいのが特徴です。すでに九十九里町、稲敷市（デマンド方式から変更）等では、当該制度を導入しています。

②費用対効果（令和4年度利用者1人当たりの財政負担 単位：円）

市が運行及び運行費用を助成している、各路線の利用者1人当たりの市負担額を比較すると、スワン号の市負担額が最も高くなっています。（図表1）

(図表 1)

	運行種別	路線名	運行経費 決算見込額 (市負担分)	延べ利用者	1人当たりの 市負担額
1	ふれあいバス	東、中、西、南、 布佐、印旛・本埜 支所	129,162,550 円 (106,823,472 円)	261,596 人	409 円
2	路線バス	小林線	7,447,653 円 (3,592,901 円)	143,386 人	— ※1
3		印旛学園線	21,101,022 円 (13,155,034 円)	34,053 人	387 円
4		六合路線	10,171,822 円 (5,330,908 円)	17,169 人	311 円
5		宗像路線	30,925,911 円 (24,958,011 円)	22,239 人	1,123 円
6	スワン号	旧本埜第二小学 校区	14,445,200 円 (14,445,200 円)	422 人	34,231 円

※1 一部の便に対する補助ため未算定

3. 制度の概要 ※下線部を基本とした

(1) 対象地域

① スワン号実証運行地域（旧本埜第二小学校周辺地域）

(2) 移動先

① 市内全域

② 主要な目的地

③ 市外の主要な目的地

(3) 対象者

① 年齢制限の有無

② 運転免許証の有無

③ 他の助成制度との重複

④ その他（最寄りの駅、バス停からの距離、自動車を運転できない等）

(4) 1乗車当たりの自己負担額・助成額

① 定額（助成額を定額とし差額を自己負担）

② 定率（自己負担及び助成額を定率。自己負担 8 割、助成額 2 割、助成額 2 / 3 以内等）

③ 運賃額により負担率を変動

（自己負担 5 割、助成額 5 割。運賃が 1, 0 0 0 円未満の場合は自己負担が 5 0 0 円等）

④ 上限額（金額や回数の上限を設け、超えた分は自己負担）

(5) 対象地域全体の助成額の算定

【前提条件】

① 他市（稲敷市）事例の利用実績（令和 4 年度）

・ 事業費 1 2, 8 9 3, 3 2 0 円

・ 総人口約 3 8, 0 0 0 人のうち申請者約 1, 1 0 0 人（約 3 %）

・ 1 人当たりの助成額 約 1 2, 0 0 0 円（12, 893, 320 円 / 1, 100 人 = 11, 727 円）

② 対象地区人口（令和 5 年 3 月末現在 年齢別統計表）

	本埜地区	本埜地区 （中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、物木）
① 地域人口	3, 3 7 6 人	
② 6 5 歳以上	1, 3 6 9 人	
③ 7 0 歳以上	1, 0 9 2 人	

③ 助成額の算定

上記①から、利用者数を総人口の 3 % に、1 人あたりの助成額を基に算出した。

① 3, 376 人 * 3 % = 101. 2 人 ≒ 100 人 100 人 * 12, 000 円 = 1, 200, 000 円 / 年

（図表 2） 需要増減による推計値

（単位：円）

利用者	7 0 人 (70%)	8 0 人 (80%)	9 0 人 (90%)	1 0 0 人 (100%)	1 1 0 人 (110%)	1 2 0 人 (120%)	1 3 0 人 (130%)
助成額	840, 000	960, 000	1, 080, 000	1, 200, 000	1, 320, 000	1, 440, 000	1, 560, 000

4. 印西市タクシー利用助成事業（地域公共交通利用補助）

(1) 目的

公共交通不便地域の解消

(2) 助成内容

① タクシー料金の一部を補助する制度（利用1回につき利用券を1枚まで利用可）。

② 利用1回につき800円（月8枚を交付）。

※申請のあった月から当該年度の3月までの月数分を交付

(3) 実施期間

令和5年10月1日から令和7年3月31日まで

(4) 対象地域

次のすべてに該当する地域

① 本埜地区（中根、荒野、角田、竜腹寺、滝、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、物木）

② 鉄道駅1km及びバス停300m圏外の地域

(5) 対象者

① 令和5年4月1日現在で、70歳以上のかた

② 令和5年4月1日現在で、65歳以上のかたで、運転免許を所有していない方

【利用条件】

① 乗降場所はいずれかが印西市内（本埜地区に限る）であること

○本埜地区⇄安食駅 ○本埜地区⇄印西病院 ○本埜地区⇄千葉NT中央駅

×安食駅⇄北総栄病院 ×小林駅⇄印西病院 ×日本医大駅⇄日医大千葉北総病院

② 1回の乗車につき、1人1枚まで使用可能

③ 乗車券の利用は対象者本人に限る

※助成券に番号（親番号・子番号）等を付し、第三者の利用防止を図る

④ 利用者アンケートにご協力をいただきます

【利用方法】

① 交付申請書（交通政策課）→助成券交付→タクシー利用→（支払い時に運転手に渡す）

【助成額の算出】

② $1,369人 \times 3\% = 42人 \div 50人$

$\hookrightarrow 50人 \times 800円 / 1枚 \times 8枚 \times 12か月 = 3,840,000円 / 年$

（参考）需要増減による推計値

（単位：円）

利用者	30人 (70%)	40人 (80%)	45人 (90%)	50人 (100%)	55人 (110%)	60人 (120%)	65人 (130%)
助成額	2,688,000	3,072,000	3,456,000	3,840,000	4,224,000	4,608,000	4,992,000

5. その他（参考資料）

(1) 類似事業の比較

	印西市	九十九里町	稲敷市
事業名	福祉タクシー事業	公共交通実証実験（タクシー利用助成）	タクシー利用券（地域交通利用補助）
対象地域	全域	作田丘地区、真亀丘地区	全域
移動先	タクシー乗車に限る	町内のみ ※指定箇所は利用可（トウズ成東店、エービン成東本須賀店、セブンイレブン成東本須賀店）	乗降場所のいずれかが稲敷市内であること
対象者	重度心身障害者、要介護者等	①75歳以上 ②65歳以上の方で運転免許証を自主返納した方	①自動車運転免許証がない方 ②自動車を所有していない方 ③何らかの理由で自動車を利用出来ない方
助成額	①利用1回につき乗車料金の2分の1の額。 ②1回につき1枚 ③上限1,000円。	①1枚500円。 ②1回につき1人2枚まで。 ③月4枚 ※申請月から3月までの利用券を交付	①1枚上限700円。最低自己負担額300円。 ②1回につき1人1枚 ③月8枚 ※申請月から3月までの利用券を交付
実施期間	-	令和3年10月1日から 令和5年3月31日まで	-

(2) 類似事業の要綱等

■印西市高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対して印西市ふれあいバス無料乗車カード（以下「乗車カード」という。）を交付することにより、高齢者の移動手段の確保と社会参加の促進を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 乗車カードの交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている70歳以上の者とする。

(乗車カードの交付申請)

第3条 乗車カードの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者ふれあいバス無料乗車カード交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(乗車カードの交付等)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めるときは、申請者に対し乗車カード（別記第2号様式）を交付するものとする。

(乗車カードの利用等)

第5条 この乗車カードにより利用できるバスは、市が運営する公共施設循環バスとする。

2 乗車カードの交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、乗車時に乗車カードを提示するものとする。

(乗車カードの有効期間)

第6条 乗車カードの有効期間は、令和8年3月31日までとする。

(乗車カードの利用制限)

第7条 利用者は、乗車カードを利用者以外の者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(乗車カードの再交付)

第8条 利用者は、乗車カードを破損し、汚損し、若しくは紛失し、又は乗車カードが使用不能になったときは、高齢者ふれあいバス無料乗車カード再交付申請書（別記第3号様式）に乗車カードを添えて（紛失による場合を除く。）、市長に提出することにより、乗車カードの再交付を受けることができる。

2 前項の規定により乗車カードの紛失を理由として再交付を受けた者は、その紛失した乗車カードを発見した場合は、速やかに市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 利用者が氏名、住所又は電話番号を変更したときは、高齢者ふれあいバス無料乗車カード変更届（別記第4号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

(紛失の届出)

第10条 利用者は、乗車カードを紛失したときは、高齢者ふれあいバス無料乗車カード紛失届（別記第5号様式）により速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、市長は当該乗車カードを無効として取り扱うものとする。

(乗車カードの返還等)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに乗車カードを市長に返還す

るものとする。

- (1) 乗車カードの有効期間が満了したとき。
- (2) 市外へ転出するなど、対象者とならなくなったとき。
- (3) その他の事由により、バスを利用しなくなったとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乗車カードの返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 乗車カードの記載事項を改変して使用したとき。
- (2) 乗車カードを利用者以外の者に譲渡し、又は貸与したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、不正に乗車カードの交付を受け、又は使用したとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

■印西市福祉タクシー事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に登録されている重度心身障害者等が外出のためタクシーを利用する場合にその料金の一部を助成することにより、タクシーの利用を容易にし、社会生活の範囲を広め、もって重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「重度心身障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者程度等級表に定める2級以上の者。ただし、視覚障害者、下肢又は体幹機能障害者にあつては総合等級3級以上の者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の規定による知的障害者更生相談所において重度と判定された知的障害者又は療育手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が、の1、の2、Aの1、Aの2と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める2級以上の者
- (4) 市が行う介護保険の被保険者で、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護度が要介護認定を受けた者の認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、法第8条第25項に規定する介護保険施設に入所している場合は、交付の対象としない。

(協力機関等)

第3条 重度心身障害者等（以下「対象者」という。）が利用できるタクシーは、市長と協定を締結したタクシー会社（以下「協力機関」という。）に属するタクシー（以下「福祉タクシー」と

いう。)とする。

(利用の申請等)

第4条 福祉タクシーを利用しようとする者は、あらかじめ印西市福祉タクシー利用券交付申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査し、利用を許可したときは、印西市福祉タクシー利用券(別記第2号様式。以下「利用券」という。)を交付するものとする。

(利用券の交付枚数等)

第5条 利用券の交付枚数は次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者 50枚

(2) 第2条第1項第4号に該当する者 30枚

(3) 前2号のいずれにも該当する者 50枚

2 第2条第1項第1号に該当する者のうち、腎臓機能障害で人工透析を受けているもの及び視覚障害者は、当該年度につき50枚を限度に追加交付を受けることができるものとする。

3 利用券は、汚損又は破損による交換以外には再交付しないものとする。

(利用方法等)

第6条 対象者が福祉タクシーを利用するときは、身体障害者手帳等を提示し福祉タクシーの利用運賃から次条に規定する助成金の額を控除した額を支払い、乗車1回につき利用券1枚を運転者に渡すものとする。

(助成の方法)

第7条 市長は、対象者が福祉タクシーを利用したときは、利用1回につき乗車料金(迎車料金を含む。)の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときは10円に切り上げる。)を助成するものとする。ただし、その額が1,000円を超えるときは1,000円を限度とする。

(助成金の交付等)

第8条 協力機関は、毎月初日から末日までに受領した利用券をまとめ、印西市福祉タクシー料金助成金請求書兼利用状況報告書(別記第3号様式)に必要事項を記入のうえ、当該利用券を添付して翌月10日までに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定により協力機関から福祉タクシーの利用状況の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、協力機関に対し前条に規定する助成金の額に相当する額を支払うものとする。

3 前項による支払いがなされたときは、対象者に対し助成金が支払われたものとみなす。

(協力金の交付)

第9条 市長は、協力機関に対し、対象者の乗車1回につき200円の協力金を交付するものとする。

2 協力機関は、前項の規定による協力金の交付を受けようとするときは、印西市福祉タクシー協力金請求書(別記第4号様式)により市長に請求するものとする。

(協力機関等の責務)

第10条 協力機関及び運転者は、対象者に利用方法を説明するとともに乗降の際は適切な支援を行い、介護に協力するものとする。

2 対象者が福祉タクシーを利用するときは、良識ある乗客として福祉タクシーの安全運行に協力するものとする。

(利用資格喪失等の届出)

第 11 条 対象者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、印西市福祉タクシー資格喪失変更届（別記第 5 号様式）に未使用の利用券を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 障害程度又は要介護度の変更により対象者でなくなったとき。

2 その他、申請内容に変更があったときは、印西市福祉タクシー資格喪失変更届を市長に提出しなければならない。

(不正使用の禁止)

第 12 条 対象者及び協力機関は、利用券を不正に使用してはならない。

2 市長は、不正行為により助成を受けた者があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

■九十九里町 公共交通実証実験（タクシー利用助成） 【参考資料 九十九里町HP抜粋】

【目的】

公共交通空白地域（公共交通が存在しない地域）の解消に向け、「タクシー利用助成」の有効性と課題を把握し、今後の検討材料とするため、実証実験を実施します。

令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

【対象者】

タクシー利用助成の対象者は、作田丘地区または真亀丘地区にお住まいの方で、以下のいずれかの条件を満たす方です。

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日現在で、7 5 歳以上の方（ご本人に限ります）。
- (2) 令和 3 年 4 月 1 日現在で、6 5 歳以上の方で運転免許証を自主返納した方。

【助成内容】

対象者 1 人につき 1 枚 500 円のタクシー利用助成券を、月 4 枚配布します。

※助成券は、申請書の提出のあった月の属する年度の 3 月までの月数分をまとめて交付します。

- (1) 町内のみの運行とします。ただし、指定箇所については利用できます。

【指定箇所：トウズ成東店、エービン成東本須賀店、セブンイレブン成東本須賀店】

- (2) 1 回の乗車につき、1 人 1 枚使用できます。おつりはできません。
- (3) 助成券の利用は対象者本人に限ります。

■稲敷市 タクシー利用券（地域交通利用補助） 【参考資料 稲敷市HPから抜粋】**【目的】**

稲敷市では、自動車が利用できない市民の方を対象に、タクシーの乗車運賃を最高 700 円助成いたします。

【対象者】

稲敷市に住所を有している方で、下記 1～3 のいずれかに該当する方ならどなたでも利用できます。

- ・自動車運転免許証がない方
- ・自動車を所有していない方
- ・何らかの理由で自動車を利用出来ない方

【助成内容】

月 8 枚計算で申請月から 3 月までの利用券を交付いたします。

1 回乗車につき、利用券は 1 人 1 枚使用できます。

（利用券を持っている方が相乗りした場合、1 人 1 枚ずつ使用できます。）

利用券は本人のみ利用できます。（家族や他人への譲渡不可）

利用券 1 枚につき最高 700 円を助成しますが、1 枚につき最低 300 円は自己負担となります。

例) 1 人乗車で運賃 900 円の場合…助成金額 600 円、利用者負担 300 円

1 人乗車で運賃 1500 円の場合…助成金額 700 円、利用者負担 800 円

2 人乗車で運賃 1500 円の場合…助成金額 900 円、利用者負担 600 円

2 人乗車で運賃 2100 円の場合…助成金額 1400 円、利用者負担 700 円

【利用できる区間】

乗降場所のいずれかが稲敷市内であること。

◎市内乗車→市内降車

◎市内乗車→市外降車

◎市外乗車→市内降車

×市外乗車→市外降車

印西市タクシー利用助成事業（地域公共交通利用補助）対象地域図

